

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 15日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者

〒 400-0118

山梨県甲斐市竜王2476-1

株式会社 新光土木

代表取締役 小沢 和也

TEL 055-276-4521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第9項 の規定に基づき、令和 5年度の産業廃棄物の減量その他、その処理に関する計画を作成したので提出します。

事業場の名称	株式会社 新光土木
事業場の所在地	山梨県甲斐市竜王2476-1
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	土木・建築一式 総合建設業 【産業分類 No. 0911】
② 事業の規模	¥657,000,000- ※前年度完成高
③ 従業員数	15人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>発生源 (各作業所)</p> <p>構造物取壊 → C0殻など → 委託業者 又は 自社運搬 → 中間処理施設</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙-1のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	—
	排出量	t	t
(これまでに実施した取り組み)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	—
	排出量	841.19t	t
・土木工事における廃棄物は、工事内容等により左右されるので発生量が大きく増減する。よって、前年度の発生量の70%を今年度の目標とする。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み)
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設混合廃棄物はできる限り可燃／不燃に分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み)
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設混合廃棄物はできる限り可燃／不燃に分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取り組み)		
・再生施設を所有していないため該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取り組み)		
・再生施設を所有していないため該当なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取り組み)		
・熱回収及び中間処理を行う施設を所有していないため該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取り組み)		
・熱回収及び中間処理を行う施設を所有していないため該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分及び 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取り組み)			
・埋立処分及び海洋投入処分を行う施設を所有していないため該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分及び 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取り組み)			
・埋立処分及び海洋投入処分を行う施設を所有していないため該当なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

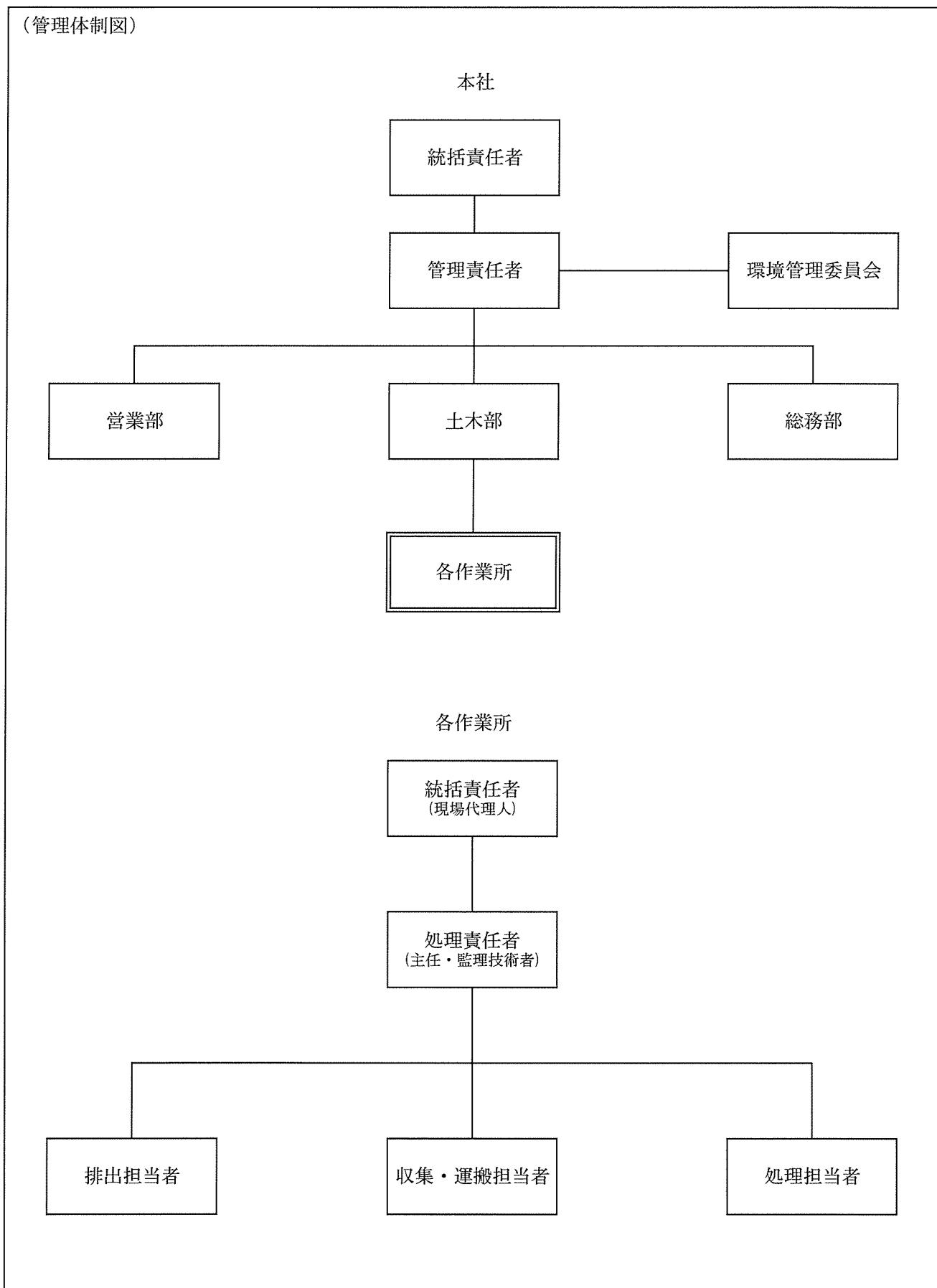
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙－2のとおり	—
	全処理委託量	1,201.787t	t
	優良認定業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,195.245t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取り組み)			
・中間処理等の処理施設が、法的に問題の無い施設を選択し、適正な処理委託契約を締結する。			

(第5面)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	—
	全処理委託量	841.19t	t
	優良認定業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	836.68t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取り組み)			
・中間処理等の処理施設が、法的に問題の無い施設を選択し、適正な処理委託契約を締結する。			
・土木工事における廃棄物は、工事内容等により左右されるので発生量が大きく増減する。よって、前年度の発生量の70%を今年度の目標とする。			
※事務処理欄			

(別紙-1)

(管理体制図)



(別紙-2)

産業廃棄物の種類別発生、処理状況（令和4年度）

総発生量
(令和4年度)
1201.787 t
100 %

廃棄物の種類	発生源	性状	処理方法(現状の工程) ○：自己処理 △：委託処理	令和4年度 発生量(t) 【構成比】	令和5年度 発生量目標値(t) 【構成比】
汚泥	舗装版切断	泥状	△ 中間脱水	1.936 0.16%	1.36 0.16%
廃アルカリ	舗装版切断	液状	△ 中間脱水	0.11 0.01%	0.00 0.00%
廃プラスチック類	塵芥収集 片付け等	固体	△ 中間破碎	2.13 0.18%	1.49 0.18%
ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	塵芥収集 片付け等	固体	△ 中間破碎	0.10 0.01%	0.07 0.01%
金属くず	工事仮設物撤 去・事務所の 片付け等	固体	△ 中間破碎	0.226 0.02%	0.16 0.02%
木くず	立木の伐採等	固体	△ 中間再生	25.625 2.13%	17.94 2.13%
コンクリートがら	構造物取壊し	固体	△ 中間再生	555.21 46.20%	388.65 46.20%
アスファルト・コンクリートがら	構造物取壊し	固体	△ 中間再生	363.80 30.27%	254.66 30.27%
がれき類	構造物取壊し	固体	△ 中間再生	250.61 20.85%	175.43 20.85%
建設混合廃棄物	塵芥収集等	固体	△ 中間破碎	2.04 0.17%	1.43 0.17%
総発生量				1201.787	841.19
				令和4年度発生量の 約70%	